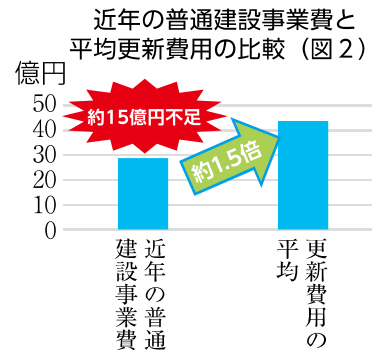


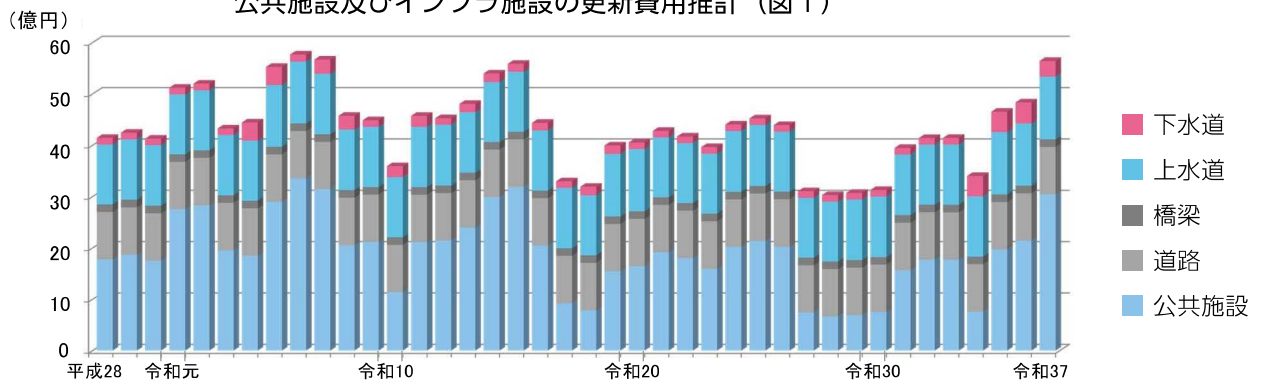
今回は公共施設の『維持出来ない』についてお知らせします。いちき串木野市は、市民一人当たりに換算すると6.12㎡、全国平均の**約1.9倍**の公共施設を保有しています。ではこの公共施設を全て維持していくと、どのくらいの費用がかかるのでしょうか。

本市が所有する公共施設及び道路、上下水道などのインフラ施設全体の更新費用は、40年間で1,739.5億円(図1)、1年あたりに換算した場合、43.5億円の負担が生じることが見込まれます。

今後、必要とされる更新費用に対し、近年の普通建設事業費の1年平均は28.6億円で、毎年**約15億円が不足**(図2)することからすべての公共施設等を維持していくことは困難であると見込まれます。



公共施設及びインフラ施設の更新費用推計(図1)



## 8月と12月は県下一斉国保税滞納整理強化月間です

税務課(☎33-5615)

国民健康保険制度を支える貴重な財源である国保税の納付を促進するため、県と連携し、令和元年度も「県下一斉国保税滞納整理強化月間」を設けます。

納期内納付への皆様のご理解とご協力をお願いします。

○期 間 8月・12月

○取組内容

### ・財産、実態調査に基づく滞納処分の強化

納期限内に納付がなく、再三の納付催告(催告書、電話、訪問等)にもかかわらず、納税に対する誠意がみられない、あるいは納税を拒否する、納税誓約を守らない滞納者に対し、搜索(※1)を含め、財産調査を徹底して行い、預金や不動産のほか、給与や生命保険、自動車、動産(※2)などの差押えを更に強化します。

※1 滞納者の住居や店舗などに立ち入り、差し押えるべき財産を捜すことで相手の意志にかかわらず行う強制調査。平成30年度は11件実施。

※2 日常生活に不可欠な衣服や家具など、法律で差押えが禁止されているもの以外のもの。テレビ等家電製品、腕時計など。

### ・滞納者への行政サービスの制限

市では、納税者の公平性を確保するため、滞納者に対し、行政サービスの制限を設けています。例えば、市営住宅の新規入居の制限、国民健康保険証の有効期限の短縮、高額療養費の支給制限などです。

○安心便利な口座振替を！

口座振替制度は、税金等の納め忘れがなく、納期ごとに納めに行く手間がかからず便利です。

申込みは、口座振替を始めたい納期月の前月20日までに通帳と届出印・納税通知書を持って、市内の各金融機関で申し込んでください。

※納付が困難な場合や納税相談が必要な場合は早めにご連絡ください。

○問合せ 税務課収納係



強制調査の様子